

## 本年4月から改正労働基準法が適用される企業のみなさまへ

平成31年4月1日施行の改正労働基準法に対応した

**36協定届（新様式）等の電子申請は3月25日より作成・保管が可能です！**

～申請については4月1日より可能です～

- 36協定や就業規則の届出等の労働基準法に基づく手続は、**電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」**から、電子申請を利用することができます。
- 平成31年4月1日施行の改正労働基準法に対応する36協定届（新様式）等の電子申請は、**平成31年3月25日より作成・保管が可能**となります。
- **本社一括届出にも対応しています**ので、是非ご利用ください。

### 1 3月25日より作成・保管が可能な手続（10手続）

- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）（一般条項のみ）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）（特別条項付き）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）（研究開発）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）（適用猶予）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定付記）（適用猶予）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（本社一括届）（一般条項のみ）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（本社一括届）（特別条項付き）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（本社一括届）（研究開発）
- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（本社一括届）（適用猶予）
- ・ 清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制等に関する協定届

### 2 ご利用に当たっての注意点

- ★ 上記1の手続は、3月25日より、新様式の電子申請書類を作成できます。作成した書類は、e-Gov上で保管できます。
- ★ 作成・保管いただいた申請書類による**申請は、4月1日以降に可能となります**ので、あらかじめご了承ください（3月31日以前にお送りいただいても申請エラーとなるおそれがあります）。

【お問い合わせ先】 労働基準局監督課（03-5253-1111（内線）5581）